

## 第36回宮城地区まつり出店者募集要項

### 1 宮城地区まつり開催日時・会場

令和6年10月27日（日） 10時～15時 ※雨天決行

宮城総合支所前広場 ほか

### 2 募集内容

#### (1) 応募資格

①仙台市内（特に宮城地区内）を主たる活動拠点とする団体や企業等

②その他、実行委員長が認める団体等

上記①②いずれの場合も暴力団等と関係を有していないこと。

#### (2) 内 容 飲食販売、物品販売、展示、体験コーナー等

#### (3) 応募方法

下記 URL または二次元コードより申込フォームへアクセスし、必要事項を入力の上、ご応募ください。

<https://sendai.form.ficapp.net/qW?j=04100&v=1.4&c=zt5rstihyq>



※インターネット環境が整っていない等、電子申請ができない場合は、宮城地区まつり実行委員会事務局（宮城総合支所3階まちづくり推進課地域振興係）の窓口でも受付可能です。

なお、次年度以降は電子申請に一本化することを予定しております。

#### (4) 応募締切 令和6年8月2日（金）17時

### 3 出店者決定

出店の可否について、9月初旬までにお知らせします。

※応募多数の場合は選考となりますので、予めご了承ください。

### 4 出店者説明会開催日時・会場

令和6年9月25日（水） 15時～（予定） ※必ずご出席ください。

広瀬市民センター セミナー室 ※詳しくは出店者決定通知でご案内します。

### 5 出店料

No.		単位	規格	料金
1	テント	1張（全区画）	2間×3間	13,000円
		0.5張（半区画）	2間×[3間×1/2] <small>※配置状況により1.5間×2間（1張）の場合あり</small>	6,500円
	横幕（背面）	仮設営業許可が必要な場合は、上記テント代に横幕使用料が加算されます。		
	1枚（全区画）	3間	2,000円	
		3間×1/2 <small>※配置状況により2間（1枚）の場合あり</small>	1,000円	
2	キッチンカー	1台	11,000円	
3	長机	1台	1800×500×700 1,200円	
4	椅子	1脚	パイプ椅子 300円	
5	電源使用	1回路	1,500W（100V×15A）	10,000円
		※実際に使用する機器を確認の上申込してください。		

※より多くの皆さまに出店いただくために、原則1張以下での出店にご協力をお願いします。

(1) 出店料は表のとおりです。ただし下記減免の要件に該当する場合は、免除がございます。

＜出店料の減免＞

①展示、活動紹介、来場者への啓発や遊びの提供など、販売を伴わない出店者の出店料は、次の金額を免除する。

テント全区画の場合：テント1張（全区画）、長机1台、椅子5脚に相当する金額（15,700円）

テント半区画の場合：テント0.5張（半区画）、長机1台、椅子5脚に相当する金額（9,200円）

②その他、実行委員長が認めた場合、出店料を免除または減額する。

- (2) 出店料の請求書を出店者決定通知とあわせてお送りします。出店者説明会当日までにお支払いください。
- (3) 飲食物を調理提供する場合、仮設営業許可が必要となります。この場合、じん埃の侵入を防止できる適当な膜構造の屋根、覆いなどの設備を設けることが義務付けられています（仙台市仮設飲食店等事務取扱要領）。該当する出店者には、背面の横幕使用料をご負担いただきます。なお、側面の横幕使用料は、テントの設置状況等により必要箇所が異なりますので、実行委員会で負担します。
- (4) 安全確保のため、発電機の持ち込みはできません。電源を使用する場合は有料での貸し出しとなります。機器の規格等を十分にご確認の上、お申込みください。
- (5) テントや物品等について、応募締切後の追加申込みはできません。必要数など十分にご確認の上お申込みください。

## 6 その他

- (1) 搬入・搬出はまつり当日の指定された時間内に行ってください。前日からの設営作業等はできかねますので、予めご了承ください。搬入・搬出車両については2トン車までとします（車両の展示の場合を除く）。
- (2) 机や椅子については、借用物品と形状や色などが明らかに異なる物であれば持ち込み可能です。
- (3) 出店場所の指定はできません。実行委員会が出店内容等により調整の上、指定します。
- (4) テント1張（全区画）もしくはテント0.5張（半区画）あたり1つの団体、企業等での出店を基本とし、複数の団体、企業等が合同で出店する場合は、実行委員会に事前に相談の上、会計や受付は必ず1つにしてください。
- (5) 出店者用駐車場への駐車は原則1出店者につき1台までです。2台目以降は来場者用の「まつり特設駐車場」（説明会でご案内します）をご利用ください。路上駐車や近隣商業施設への駐車は絶対にしないでください。
- (6) 台風等の悪天候を除き、雨天決行です。なお、まつりの中止や出店者都合によるキャンセルなど、いかなる場合においても出店料の返金はいたしかねますのでご了承ください。
- (7) 飲食物を調理提供する出店者は必ず保健所で必要な手続きを行い、まつり当日に営業許可書および計画書の写しをテントへ掲示してください。また、食品衛生法などの関係法令を遵守し、温度管理や手洗いなど、衛生管理を徹底してください。なお、包装された食品の販売のみなどの場合、許可は不要ですが、同様に衛生管理を徹底してください。
- 不明な点や保健所での手続きについては、仙台市ホームページ「飲食店などの営業を始める前に」（<https://www.city.sendai.jp/sekatsuese-shokuhin/jigyosha/kankyo/shokuhin/ese/egyo/egyo.html>）をご覧ください。また、上記ホームページ下部に記載のお問い合わせ先（各区保健福祉センター衛生課）にご確認ください。

- (8) ごみや飲食販売で出た汁物等はお持ち帰りください。
- (9) 出店者は、食中毒や事故等が発生しないように細心の注意を払ってください。また、出店に伴う掲示物やバナーなどは風で飛ばされないよう固定してください。万が一事故等が発生した場合には、当該出店者の責任により速やかに対応していただきます。主催者側による補償等は一切できませんのでご了承ください。
- (10) 出店するテントの前面、側面へのはみ出しは禁止します。テント後方に荷物を置く場合などは、来場者の動線確保に十分配慮してください。なお、出店内容により前面や側面にはみ出す場合は、事前に事務局までご相談願います。
- (11) 出店場所でのBGM等の音の発生は、ステージ運営の妨げや近隣住民へのご迷惑となりますので、ご遠慮願います。
- (12) 出店者の過失により、会場の構造物や付帯設備、借用物品や備品等の破損、汚損、紛失等の損害が生じた場合、弁償していただきます。特に飲食店の場合は、床面をブルーシート等で養生するなどし、油痕が床面に残らないようにしてください。
- (13) 出店者には「誓約書」を提出いただきます。誓約書の様式は出店者決定通知とあわせてお送りしますので、説明会当日までに必ずご提出ください。なお、提出がない場合は出店を取り消します。
- (14) まつり当日には記録として写真を撮影します。撮影された写真は、次年度の広報等のために使用することがございますので予めご了承ください。
- (15) まつり出店に関する遵守事項等の詳細は、出店者説明会で説明します。遵守事項に違反した場合は出店許可を取り消し、次年度以降の応募もお断りしますのでご注意ください。

【申込み・問合せ】

宮城地区まつり実行委員会事務局（宮城総合支所まちづくり推進課内）

所在地：〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地

電話：392-2111（内線5132） FAX：392-9646

メール：mis012620@city.sendai.jp